

第5章 地域支援事業の展開

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下、「要支援者等」といいます。）に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として、訪問型サービス及び通所型サービスを提供します。

また、総合事業のみを利用する方に対するサービス計画の作成は、高齢者相談センターが介護予防ケアマネジメント事業において実施します。

① 訪問型サービス

現在、市では、従来の訪問介護に相当するサービスとして、指定事業所の訪問介護員等によるサービス（介護予防訪問介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）を実施しており、平成30年度からは短期集中予防サービス（訪問型サービスC）を開始します。

一 介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA・訪問型サービスC

介護予防訪問介護相当サービスは、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。

訪問型サービスAは、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に訪問介護員又は一定の研修受講者が行う生活援助等のサービスです。

訪問型サービスCは、特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職がその方の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスです。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	36,508	87,875	94,756	101,284	123,892

② 通所型サービス

現在、市では、従来の通所介護に相当するサービスとして、通所介護指定事業所の従事者による通所サービス（介護予防通所介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を実施しており、平成30年度からは短期集中予防サービス（通所型サービスC）を開始します。

今後も、引き続き、医療機関の理学療法士などのリハビリテーション専門職が関わるプログラムの検討など、魅力的なプログラムの実施に努めるとともに、「介護予防ガイドブック」において地域の通いの場等の情報を集約することで、高齢者の介護予防及び健康増進を促進します。

一 介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA・通所型サービスC

介護予防通所介護相当サービスは、要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通り、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

通所型サービスAは、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動などを行うサービスです。

通所型サービスCは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある方を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービスです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	67,213	168,230	181,402	193,900	237,182

③ その他の生活支援サービス事業

その他の生活支援サービス事業は、要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるもので、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等、定期的な安否確認及び緊急時の対応及び住民ボランティア等が行う訪問による見守り、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市が定める生活支援を行う事業です。

本市では、市単独事業で実施している配食サービス、老人クラブでの友愛活動や地域での多様な活動の状況を踏まえ、引き続き、検討します。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防や市の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業で、各圏域に設置された高齢者相談センターが実施します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	15,544	35,264	38,026	40,645	49,718

(2) 一般介護予防事業

市の独自事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、下記の5事業を組み合わせ実施します。

①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④一般介護予防事業評価事業、⑤地域リハビリテーション活動支援事業

なお、これらの取組は、認知機能低下の予防に繋がる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進します。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

本市では、サービスに繋がっていない要介護（支援）者やニーズ調査の未回答

者の情報等などにより、閉じこもり等の支援を必要とする方を把握し、住民主体の介護予防活動につなげる取組を実施します。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。本市では、引き続き、介護予防の普及啓発に資する運動教室等の開催・充実に努めます。

－介護予防ガイドブックの配布－

市が実施する介護予防に資する活動のほか、老人クラブや住民主体の地域活動も含めて掲載したパンフレットを作成し、配布しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	8,464	7,022	7,150	7,280	7,930
配布数	27,000	27,000	27,500	28,000	30,500
掲載団体数	100	110	120	130	150

－介護予防講演会の開催－

年に一度、有識者による介護予防と健康増進に関する講演会を開催し、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	190	315	315	315	315
開催回数	1	1	1	1	1
参加者数	186	250	250	250	250

－にぎ元気アップ広場－

市内の集会所やふれあいの家において、健康体操やレクリエーション等を行い、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止、介護予防に資する普及啓発を図り、地域の健康づくりを推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	4,729	4,767	4,767	4,767	4,767
会場数	38	40	40	40	40
開催回数	380	400	400	400	400
参加者数	9,120	10,000	10,400	10,800	12,000

ーにいざ元気アップウォーキングー

老人クラブ連合会と一緒に、近隣のウォーキングスポットを巡ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	10	10	10	10	10
開催回数	14	14	14	14	14
参加者数	370	420	450	470	490

ー介護予防ウォーキング教室ー

健康運動指導士のレクチャーのもと、正しい歩き方を学びます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	45	45	45	45	45
開催回数	3	3	3	3	3
参加者数	90	105	110	115	120

ーウォーキングカレンダーの配布ー

正しいウォーキング方法の掲載とともに、日々の歩いた歩数を記録し、マップに落とし込むことにより、ウォーキングの習慣化を図り、介護予防を促進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	87	87	87	87	87
配布数	700	800	900	1,000	1000

ー軽度認知障がい（MC I）改善プログラム実施事業ー

軽度認知機能障害（MC I）のスクリーニングであるファイブ・コグ検査等を行い、認知症発症リスクの高い方を抽出するとともに、科学的根拠の認められた短期集中型の認知機能向上プログラムを提供することで、効果的に認知症予防を図る事業です。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	1,500	3,226	3,226	3,226	3,226
開催か所	1	2	2	2	2
開催回数	24	48	48	48	48
参加者数	500	1,200	1,200	1,200	1,200

一健康長寿ポイント事業一

新座市が実施する介護予防事業等に参加し、一定のポイントを集めた場合に記念品を贈呈する事業です。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	240	300	320	340	400
配布数	650	700	720	740	800
景品交換数	240	300	320	340	400

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するとともに、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成および支援を行う事業です。

一にいざの元気推進員の養成一

新座市民総合大学において、地域における健康づくりの中心的な担い手となる人材（=にいざの元気推進員）の養成に努めるとともに、にいざの元気推進員のフォローアップ講座の実施による推進員の活動の充実を支援します。また、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等、住民の積極的な参加を促し、地域づくりを推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	0	0	0	0	0
受講者数	40	40	40	40	40
推進員養成数	35	35	35	35	35
延べ活動人数	35	70	105	140	175

ーにいざの元気推進員フォローアップ講座ー

にいざの元気推進員等を対象としたフォローアップ講座を開催し、最新の介護予防の知識等に関する情報を提供するとともに、にいざの元気推進員自身の現場での活動内容等について情報交換するために開催するものです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	85	85	85	85	85
開催回数	1	1	1	1	1
参加者数	175	175	175	175	175

ーにいざ元気アップトレーニングー

歩いて通える集会所等で住民主体の運営により、効果が検証されている体操(元気アップトレーニング)を週1回以上実施するグループの育成を推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	0	0	0	0	0
活動グループ数	20	27	34	41	48

ーほっと茶や事業ー

町内会及び社協支部において、地域の高齢者の介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開催しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	840	960	960	960	960
開催回数	84	96	96	96	96
参加者数(人)	2,100	2,400	2,400	2,400	2,400

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的としたもので、本市では、国の定める指標に基づき目標値を定期的に調査することにより、各事業の評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、市が地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、高齢者相談センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものです。

－元気アップトレーニングへの介護予防に関する技術的助言－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	500	700	700	700	0
リハビリテーション職派遣回数	50	70	70	70	70

－個別地域ケア会議におけるケアマネジメント支援－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	0	240	480	480	480
理学療法士派遣(回)	12	12	24	24	24
作業療法士派遣(回)	12	12	24	24	24



元気アップ広場



ウォーキングの様子

2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）

各日常生活圏域において、地域の高齢者の総合相談の中核を担っている高齢者相談センターに次に掲げる事業を委託し、市との連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。また、高齢者人口の増加に合わせ、高齢者相談センターの充実を図ります。

（1）総合相談支援業務

高齢者相談センターが、専門的な立場から支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ることで、適切なサービス利用を図ります。

また、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うとともに、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援に努めます。

① 地域におけるネットワークの構築

高齢者相談センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

② 実態把握

①で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。具体的には、要支援認定を受けているもののサービスを利用していない方やニーズ調査の未回答者に対して、個別に訪問すること等により、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、

当該世帯の高齢者や家族への支援につなげるように努めます。

③ 総合相談支援

1) 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断するとともに、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

2) 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な情報収集を行うなど、高齢者及びその家族への支援に努めます。

(2) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を守るため、高齢者相談センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

① 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。また、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合は、市と連携し、市長申立てにつなげるなど、制度の活用促進を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
市町村申立てにつながった件数	0	—	—	—	—

② 老人福祉施設への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市と連携し、措置入所につながるよう支援を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
措置入所の実施を求めた件数	0	—	—	—	—

③ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待防止法に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を図ります（虐待支援シートによる対応件数）。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
対応件数	11	—	—	—	—

④ 困難事例への対応

虐待の事例を把握した場合には、関係機関との連携のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を図ります。

－困難事例への対応件数－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
対応件数	11	—	—	—	—

⑤ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。また、消費生活支援センターとの定期的な情報交換の場を持つなど、関係機関間の連携を強化します。

－消費生活支援センターとの情報交換会－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催件数	1	1	1	1	1

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域において、多職種相互の協働と連携により介護支援専門員を支援していきます。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備を推進します。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を促進します。

③ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、高齢者相談センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

④ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、高齢者相談センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際しては、以下の点に留意します。

1 地域包括支援ネットワークの構築について

高齢者相談センターの運営を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマル等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協同による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、高齢者相談センターはこれらの関係者との連携に努めていくことが求められています。

このため、本市においては、そのための手段の一つとして、高齢者相談センターが生活支援体制整備事業における地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加していくことを通じて、高齢者相談センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実へとつなげてまいります。

2 地域ケア会議の実施について

本市では、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効率的な実施のために、高齢者相談センターが主催し、個別ケースを検討するための地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び地域課題の検討をする場としての市が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）を設置し、以下のとおり進めていきます。

平成28年度から平成29年度にかけて実施した埼玉県地域包括ケアシステムモデル事業において、上記の「地域ケア個別会議」に歯科医師、理学療法士、作業療法士、薬剤師及び管理栄養士等の専門職を配置し、自立支援を目指す「自立支援型地域ケア会議」として、市主導により実施しました。第7期ではこれを各高齢者相談センターと協働し進めていきます。本会議で抽出された地域課題については、市圏域レベルで開催する「地域ケア推進会議」で検討し、地域づくりに結び付けていくよう取り組みます。

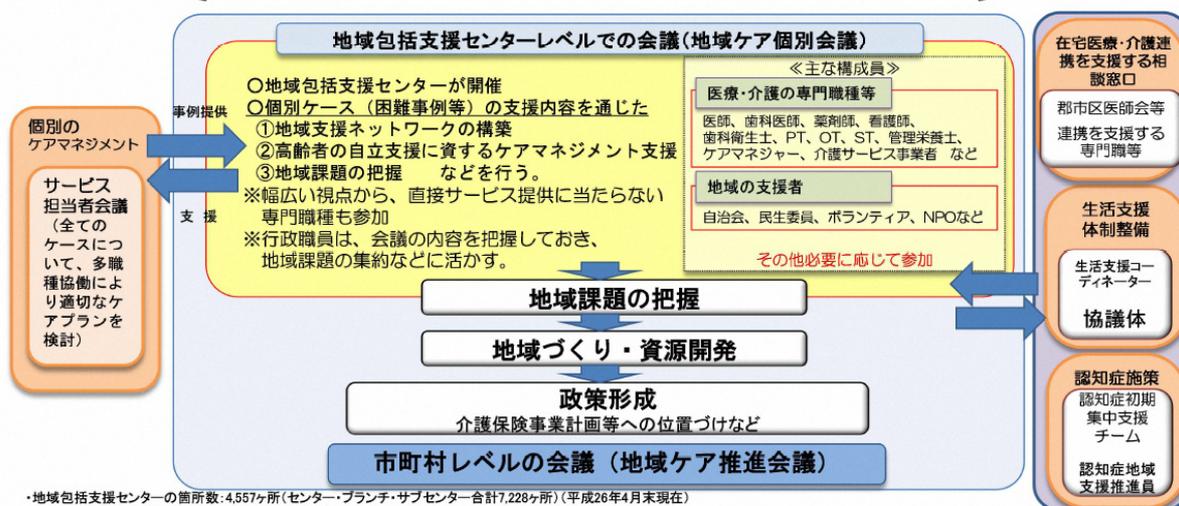
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



－地域ケア個別会議－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催件数	12	12	24	24	24

－地域ケア推進会議－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催件数	1	2	2	2	2

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、本市では、埼玉県、一般社団法人朝霞地区医師会、介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成します。また、作成したリスト等は市ホームページに掲載し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
名簿掲載事業所(件)	200	210	220	230	240

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

－多職種連携協議体会議－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	220	240	240	240	240

－新座ケアサロン－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催回数(回)	4	4	4	4	4
参加者数(人)	220	250	250	300	300

③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、在宅医療連携拠点として朝霞地区医師会により運営されている「地域包括ケア支援室」については、地域特性に応じた取組について検討を行います。また、地域の医療・介護関係者と協力するとともに往診医の派遣及び急変時に入院可能なベッドを朝霞地区医師会と協力し、確保していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
登録患者数(人)	—	10	20	30	40
往診医登録件数 (※1)	6	6	6	6	6
療養支援ベッド協力 医療機関数(※2)	6	6	6	6	6

※1 新座市のみ

※2 朝霞市・志木市・和光市・新座市の合計

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

朝霞地区医師会により導入されている情報共有ツール（MCS：メディカルケアステーション）について、市内医療機関及び介護事業所等に対して説明会等を実施し、利用促進を図り、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

現在、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として設置している「地域包括ケア支援室」において、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う体制を整えていきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
問合せ件数(件)	—	100	120	140	160

⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行うとともに、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

なお、本研修は朝霞地区医師会等関係機関と協力し、より現場に即した魅力あるテーマを設定することで、多くの医療・介護関係者が参加するよう実施していきます。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解促進に努めます。

ー地域医療講演会ー

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
講演会開催数(回)	1	1	1	1	1
地域医療講演会参加者数(人)	220	300	300	300	350

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

引き続き、朝霞保健所及び近隣市町等との情報交換の機会を設け、連携推進に努めます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
朝霞地区医師会 医療・介護連携部会	5	5	5	5	5
朝霞保健所管内 在宅医療・介護連携 に関する情報交換 会	1	1	1	1	1

(2) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、次の取組を推進します。

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」について、市区域で活動する第1層コーディネーターとして専従職員1名を配置しました。今後は、日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターについて、各関係機関と調整を図りつつ、配置に向けた検討を推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
第1層コーディネーター設置数(人)	1	1	1	1	1
第2層コーディネーター設置数(人)	0	6	6	6	6

② 協議体の設置及び運営

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

第7期計画では、更なる連携・協働を推進するため、第一層協議体と第二層協議体の連携・強化を促進します。

[協議体の設置状況]

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
第一層協議体	1	1	1	1	1
第二層協議体	0	6	6	6	6

(3) 認知症総合支援事業

認知症の人*を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示し、次の取組を推進します。

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる体制を構築するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成28年度に配置しました。

支援チームは、市内の医療機関に配置し、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師等の指導の下、自立生活のサポートを行っています。併せて、平成28年度から「認知症初期集中支援チーム検討委員会（新座市では「新座市認知症総合事業検討委員会」といいます。）」を設置し、本市の認知症事業に関する地域課題の抽出や支援体制についての協議を行っています。

－認知症総合事業検討委員会－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	3	3	3	3	3
参加者数(人)	72	72	72	72	72

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を、平成29年度現在で市内に9名配置しています。また、同推進員による主な取組として、介護事業所の職員を対象とした研修会を開催しており、今後も同研修会について、更なる周知拡大を推進し

*認知症の人には、第2号被保険者を含みます。たとえば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。

ます。また、地域の認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担の軽減を図る認知症カフェ（オレンジカフェ）の更なる拡大を図ります。

－認知症地域支援推進員－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
設置人数(人)	9	9	9	9	9

1) 認知症の人の家族に対する支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るための取組として、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を開設しています。

－認知症カフェ（オレンジカフェ）－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
会場数(箇所)	2	3	5	7	10
開催数	20	36	48	78	84
参加者数	700	900	1,200	1,950	2,100

2) 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

認知症ケアの対応力向上を図るため、介護事業所職員等を対象とした研修を実施します。

－介護事業所職員のための認知症ケア講座－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	120	120	120	120	120

(4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際して（P78）に記載するとおりです。

4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種の事業を実施します。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す事業であり、もって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとして実施します。

① 認定調査状況チェック 【主要5事業】

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて、点検を実施します

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、年に一度、合議体の委員の組換えを行うとともに、必要に応じ、分析結果を直営の訪問調査員に対して周知します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
点検数(委託分)	1,007	1,098	1,197	1,305	2,008
点検数(直営分)	5,119	5,273	5,431	5,594	6,485

② ケアプランの点検 【主要5事業】

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
ケアプラン点検数	12	-	-	-	-
過誤申立件数(件)	0	-	-	-	-
過誤申立金額(円)	0	-	-	-	-

③ 住宅改修等の点検 【主要5事業】

1) 住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除します。

具体的には、居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問、又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事前の受給者宅の実態確認件数	0	-	-	-	-
施工後の訪問調査件数	1	-	-	-	-
指摘件数	0	-	-	-	-

2) 福祉用具購入・貸与調査

適正化システムによる各福祉用具の貸与品目の単位数の把握により、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース及び同一種目の複数利用について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

これにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実態調査件数	1	-	-	-	-
指摘件数	0	-	-	-	-

④ 医療情報との突合・縦覧点検 【主要5事業】

1) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

2) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
点検件数	538	-	-	-	-
過誤申立件数	85	-	-	-	-
過誤申立金額(千円)	753	-	-	-	-

⑤ 介護給付費通知 【主要5事業】

市から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年に2回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
通知発出回数	2	2	2	2	2
介護給付費通知発送数	8,649	9,202	9,790	10,415	14,189

⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業

上記の主要5事業を効果的・効率的に実施するため、国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、適正化システム及び地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
過誤申立件数(件)	7	-	-	-	-
過誤申立金額(円)	340,004	-	-	-	-

⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要な過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することに寄与するものです。そのため、指導監督事務における集団指導及び個別指導を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、そ

の実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけていきます。

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、以下の取組を推進します。

① 介護教室の開催

－家族介護教室－

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした3回連続教室を委託により実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費	114	114	114	114	114
開催回数	1	1	1	1	1
参加延人数	60	60	60	60	60

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。

－徘徊高齢者等家族支援サービス事業－

認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、本人の行方が分からなくなったときに居場所を検索します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	500	500	600	600	700
利用人数 ()内は自己負担有	25(12)	25(12)	30(15)	30(15)	35(18)

－高齢者見守りステッカー配布事業－

認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	216	216	216	216	216
利用者数	45	50	55	60	85

－徘徊模擬訓練－

徘徊高齢者の保護及び早期発見の観点から、地域住民や自治会、高齢者相談センター等が連携を図り、徘徊高齢者への対応や地域での連携方法について模擬訓練を実施します。

〔開催状況〕

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催回数	6	7	7	7	7
参加者数	300	350	350	350	350

※ 高齢者相談センター実施分の合計

(3) その他の事業

① 成年後見制度利用支援事業

市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
申立て件数(件)	6	-	-	-	-
助成件数(件)	8	-	-	-	-
助成額(円)	1,924	-	-	-	-



徘徊模擬訓練の様子

② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行います。

また、広く事業の周知を図るため、周知方法について検討を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
助成件数(件)	58	60	61	63	70
助成額(千円)	116	120	122	126	140

③ 認知症サポーター等養成事業

－認知症サポーター養成講座－

認知症サポーター養成+講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を促進します。なお、第7期計画では、小中学校への実施拡充に向け、更なる周知を促進していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催数(回)	25	35	45	55	65
養成数(人)	600	840	1,080	1,320	1,560

－認知症サポーターフォローアップ講座－

認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップ講座を開催し、認知症サポーターの地域での活動の充実を図ります。なお、フォローアップ講座の開催にあたっては、引き続き、各高齢者相談センターと連携した周知を強化し、各地区から均等に受講申し込みが得られる工夫をしていきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催数(回)	3	3	3	3	3
養成数(人)	165	180	180	180	180



栄小学校認知症サポーター養成講座

5 地域支援事業の事業費の見込み

これまでに見た地域支援事業に対応した事業費は、下表のとおりとなります。

(単位：千円)

区分	第7期計画期間			長期推計
	30年度	31年度	32年度	37年度
総事業費	582,705	612,130	635,007	713,778
介護予防・日常生活支援総合事業費	343,304	370,842	393,729	472,290
介護予防・生活支援サービス事業費	272,818	294,174	314,442	384,630
介護予防ケアマネジメント事業費	35,774	38,026	40,645	49,718
一般介護予防事業費	34,717	38,642	38,642	37,942
介護予防把握	—	—	—	—
介護予防普及啓発	18,001	19,912	19,912	19,912
地域介護予防活動支援	550	556	556	556
一般介護予防事業評価	15,416	16,994	16,994	16,994
地域リハビリテーション活動支援	750	1,180	1,180	480
包括的支援事業費	236,051	237,809	237,769	237,729
高齢者相談センターの運営	199,750	199,750	199,750	199,750
社会保障充実分	36,301	38,059	38,019	37,979
任意事業費	2,383	2,483	2,483	2,583
その他諸費	967	996	1,026	1,176